

令和6年3月15日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社清水

期間:令和6年3月15日から令和6年6月14日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社清水の代表取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和6年3月15日

近畿地方整備局

株式会社清水に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社清水の代表取締役は、和歌山県日高川町が発注した橋の補修工事の指名競争入札で、同町建設課長より最低制限価格に関する情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年2月1日、公契約関係競売入札妨害の疑いで和歌山県警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社清水の代表取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社清水

和歌山県日高郡日高川町船津503

代表取締役 和田 俊哉

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年3月15日から令和6年6月14日まで（3ヵ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。